平成２５年（フ）第９０１４号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目12―10―101
破産者　村田　弘毅
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０２６号
東京都青梅市新町７丁目53―１―204
破産者　土井　美加
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４４号
埼玉県草加市草加５丁目９―13―203
破産者　柳　　正繁
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６５号
東京都多摩市永山３丁目３―15―105
破産者　中林　清孝
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７５号
東京都小平市小川町２丁目1355―101
破産者　畠　　敬子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１３号
東京都あきる野市入野105―12
破産者　西深澤伸二
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５号
栃木県宇都宮市五代１丁目15番15号
破産者　竹内　英弘
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１１９号
神奈川県相模原市中央区横山２丁目７番７号
破産者　北総株式会社
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２０号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東１丁目６－４
破産者　小田野耕一
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５号
東京都港区南青山３丁目10番17号
破産者　株式会社プレノン・アッシュ
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５９号
東京都千代田区神田平河町１番地
破産者　株式会社ビッグベンゴルフオペレーションシステムズ
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１７号
東京都世田谷区等々力３丁目23―10―101
破産者　笹本　俊二
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５７号
東京都板橋区赤塚６丁目１番24号
破産者　株式会社矢作建設
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１１号
神奈川県相模原市緑区小渕2077番地
破産者　株式会社拓建
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１２号
神奈川県相模原市緑区小渕2077、開始決定時の住所神奈川県相模原市緑区根小屋2057
破産者　遠藤　元彦
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４９号
東京都足立区大谷田１－１　８号棟404号、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大瀬1407番地128
破産者　石井　尚典
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５２９号
東京都練馬区石神井台３丁目27―16―410
破産者　渡邉慎一郎
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５９号
東京都東大和市清水２丁目852番地の３サンレイク武蔵野202、商業登記簿上の本店所在地東京都東村山市栄町３丁目16番地25
破産者　株式会社アイム
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８０６号
東京都町田市忠生３丁目７―21―305
破産者　福本　孝義
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２１号
神奈川県横浜市鶴見区馬場６丁目１―11　スカイラークタウン弐号館202
破産者　安藤　慎治
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５７号
神奈川県相模原市中央区南橋本３丁目４―27　レサージュ南橋本弐番館701
破産者　寶田　雄一
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９０号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾２丁目17番９号
破産者　有限会社中田電気
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部